

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第167号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年11月22日 15時50分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市 劔崎 <sup>つるぎさき</sup> 西南西方沖 劔崎灯台から真方位250° 2,300m付近 (概位 北緯35°08.05' 東経139°39.20')
事故等調査の経過	平成26年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット <sup>トウインクル</sup> TWINKLE、5トン未満（長さ8.82m）
船舶番号、船舶所有者等	240-32183神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	センターキールが折損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、知人2人を乗せ、劔崎西南西方沖を機帆走により約5ノットの対地速力で西進中、船長が、船首で見張りについていた乗組員から船首方に暗礁がある旨の報告を受けて左舵を取ったが、平成26年11月22日15時50分ごろ、劔崎西南西方沖の暗礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、乗り揚げた後、船底から浸水して左舷側に傾斜し、転覆した。</p> <p>乗船者は、全員が海に投げ出され、船長が携帯電話で海上保安庁に救助を要請するとともに、転覆した本船の右舷外板にはい上がった乗組員が付近を航行中の漁船に手を振り叫んで救助を要請し、全員が救助されて三浦市毘沙門港に搬送された。</p> <p>本船は、船長が手配した作業船にえい航されて三浦市三崎町所在のマリーナに陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>本船の本事故時の喫水は、センターキール下端まで約1.8mであった。</p> <p>本船には、GPSプロッター及びレーダーがなかった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験が約10回あり、出発前に海図で航行経路を確認していたが、暗礁のある位置を詳しく確認していなかった。</p> <p>船長は、17時00分までに三浦市三崎港に入港しようと思ひ、ふ</p>

	<p>だんより陸側を航行していたが、定めた針路には暗礁が存在しないと思っていた。</p> <p>乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、釧埼西南西方沖を機帆走により西進中、船長が、早めに三崎港に入港しようと思い、水路調査を行っていなかった陸側を航行したことから、暗礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、釧埼西南西方沖を機帆走により西進中、船長が、早めに三崎港に入港しようと思い、水路調査を行っていなかった陸側を航行したため、暗礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出発前に航行予定海域の水路調査を行うこと。</li> <li>・ 物標などを見て船位の確認を行い、暗礁などからは十分な距離を保って航行すること。</li> </ul>